■ 景観誘導の基本的考え方　　※金沢市景観計画第２章　２－１より抜粋

（1）景観誘導の流れと運用方法

具体的な景観誘導にあたっては、**「景観形成方針」（景域・区域・地区毎）**と**「基準」（区域毎）**をもとに進めます。

市全域において、区域毎に対象となる行為については、景観法に基づく届出が必要であり、景観形成方針・基準に適合しなければなりません。適合しない場合は、助言・指導・勧告及び氏名公表・変更命令（形態意匠に限る）の対象となります。

また、氏名公表・変更命令を経てもなお、適合しない場合は、**罰則が適用されます。**

（１）設計・計画以前～届出までの流れ

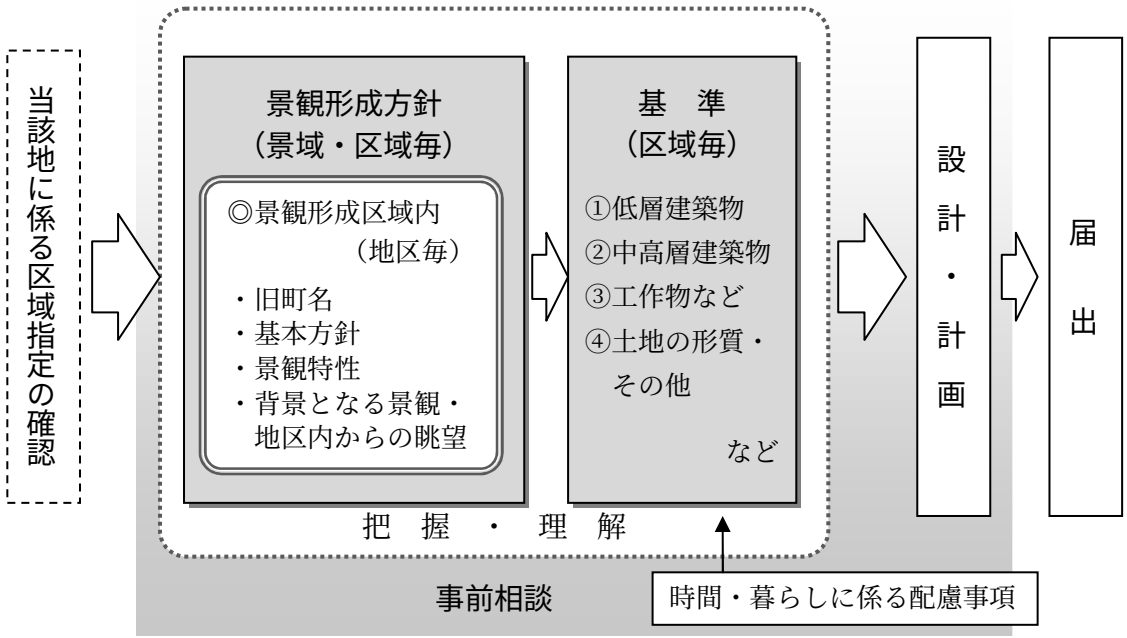

まず第一に、行為予定の当該地に係る景域・区域・地区毎の「景観形成方針」に基づいて、当該地周辺の歴史的背景や地理的条件等を踏まえた景観特性を読み解き、景観形成に向けた**前提条件の把握**が重要です。

次に、その前提条件を踏まえた上で、「基準」に基づく景観配慮や遵守すべき内容について理解を深めることが重要です。

最後に、以上のような理解のもとに、設計・計画を行った上で、行為に係る事前届出が必要となります。

また、景観形成方針や基準を理解し、設計・計画を進めていく上で、相談・確認すべき内容等がある場合は、適宜、**市との事前相談・協議**を行うことが望まれます。

（Ⅱ）届出以降の流れ

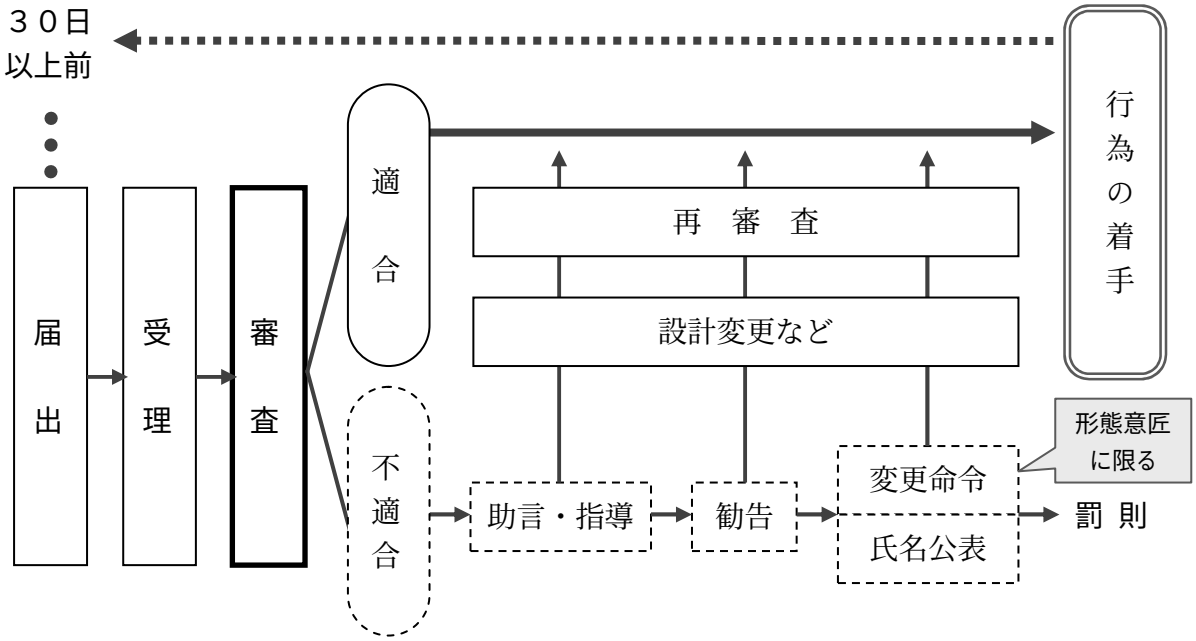

届出については、「届出が受理されてから３０日間を経過した後でなければ、行為に着手することができない（景観法による）」ため、**行為着手を予定する３０日以上前に行うよう配慮が求められます。**

ただし、届出を受理してから３０日以内に適合通知が交付された場合は、行為に着手することが可能です。

当該行為が周辺の景観に影響を及ぼすおそれがあるなど、必要に応じて、「審査」や「再審査」の段階で、『金沢市景観審議会』において審査・審議されることもあるため、なるべく早期の届出や事前相談・協議が望まれます。

なお、行為に係る届出なく、行為に着手した場合は、**罰則が適用されます。**